

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和5年12月12日（火）午前8時53分～午前9時37分
2 場 所 市長公室
3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長
幹 事 政策室長
4 欠席者 教育部長
5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和5年狛江市議会第4回定例会提出予定議案（追加）について」の説明をお願いします。

部 長 追加を予定している議案は3件あります。提出予定議案1「令和5年度狛江市一般会計補正予算（第5号）」は後程内容について審議いただきます。2「狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例」は、技能労務職の給与改定に伴う所要の改正です。3「狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、初日審議後、国民健康保険税に途中加入・途中離脱した場合の計算をする月割により課する額の算定方法について、所要の改正となります。庁議承認後、提出予定議案について、12月13日会派代表者会議、14日議案送付、15日議案説明会を予定しています。

市 長 関連するため、審議事項2「令和5年度補正予算案について」の説明をお願いします。

部 長 今回の補正予算の主な内容は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において示された所得税・個人住民税、合わせて4万円の定額減税と住民税非課税世帯への10万円給付の対象とならない、いわゆる「はざま」の方へ、国に先行し、市独自の支援として「物価高騰対応生活応援給付金」を実施するとともに、保育園や小中学校の給食費の高騰分を市独自に支援するための経費等を計上するものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」です。歳入歳出それぞれ1億541万1千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ357億2,995万2千円とするものです。

歳入です。「15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、説明欄6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」5,756万1千円は、推奨事業メニューとして、物価高騰対応生活応援給付金に充当するものです。

「16款 都支出金、2項 都補助金、2目 民生費都補助金、説明欄30 保

育所等物価高騰緊急対策事業補助金」780万円は、保育所等物価高騰緊急対策事業に対する10/10補助です。

「19款 繰入金、1項 繰入金、1目 基金繰入金」は、財政調整基金繰入金を4,005万円増額するものです。

歳出です。「3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、説明欄40 物価高騰対応生活応援給付金」9,179万3千円は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において示された所得税・個人住民税合わせて4万円の定額減税と、住民税非課税世帯への10万円給付の対象とならない、いわゆる「はざま」の方へ、国に先行し、市独自の支援として、対象者一人当たり5万円を給付するものです。「2項 児童福祉費、2目 児童措置費、説明欄13 保育所等物価高騰緊急対策事業」780万円は、物価高騰の影響を受ける私立の保育所等に対して補助するものです。「4目 保育園費、説明欄3 保育園維持管理費」311万2千円は、公立保育園の給食の材料費が高騰しているため、給食用材料費を増額し、保護者負担とせず、栄養価はもとより、質を確保するものです。

「10款 教育費、2項 小学校費、5目 学校給食費、説明欄2 学校給食費」196万6千円は、保育園同様に、小学校の給食の材料費が高騰しているため、物価高騰対策分を増額し、保護者負担とせず、栄養価はもとより、質を確保するものであり、中学校費も同様です。

市長 特に意見等なければ、2件とも案のとおり決定します。続いて、審議事項3「主管課契約における電子契約の契約締結業務の移行について」の説明をお願いします。

部長 5月の庁議において「電子契約の導入について」として報告したとおり、原則全ての契約を対象に、7月から電子契約を導入しています。全ての契約のうち、狛江市契約事務規則第72条の2に規定する「課において行う契約」、いわゆる主管課契約における電子契約については、当面の間、総務課契約係で締結を行い、令和6年度準備契約までには主管課への移行予定である旨を庁議でも報告していましたが、導入から約半年が経過している中、事業者側も含めて、大きな問題等なく、スムーズに契約を締結できていることから、1月4日から主管課にて締結業務を行っていただきたいと考えています。これに伴い、新たに主管課で行う業務は、電子契約利用承諾書の取得と実際の契約締結部分です。電子契約利用承諾書の取得は、紙契約と電子契約のいずれの場合でも必要となります。

なお、職員向けの説明会は5月の庁議に基づき、先行して11月に実施しましたが、本庁議で承認いただければ、再度詳細について周知します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項4「あい

とびあレインボープラン（狛江市地域共生社会推進基本計画及び再犯防止推進計画）素案に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部長 まず地域共生社会推進基本計画です。3ページを御覧ください。福祉基本条例及び狛江市基本構想を踏まえ、計画策定の趣旨を記載するとともに、計画名称をあいとびあレインボープラン狛江市第1次地域共生社会推進基本計画としました。4～6ページにあいとびあレインボープラン及び狛江市第1次地域共生社会推進基本計画の位置付けを記載しています。7ページに一体的に策定する福祉関連計画について記載しています。8・9ページに計画体系上の位置付けを記載しています。10・11ページに計画の全体像を整理しており、本計画では、基本理念・基本目標・施策・重点取組までを定めることとしています。11～13ページに計画期間を記載し、成年後見制度利用促進基本計画については、多摩南部成年後見センター構成5市が作成した共通計画を1年間延伸した上で、既に市として別途利用促進基本計画を策定した場合の申合せ事項を構成5市で現在協議しています。申合せ事項の内容についても審議をお願いします。18～21ページに共通の基本理念及び共通の基本目標を記載しています。23・24ページに施策体系について重層的支援体制整備事業を踏まえ整理したものを記載しています。28～49ページは施策ごとの個票となり、重点取組は、25・26ページで定めた4つの視点から定めています。50～63ページは第10期介護保険事業計画に相当する記載箇所です。64～84ページは第7期障害福祉計画、第3期障がい児福祉計画に相当する記載箇所です。85～88ページに本計画の推進に向けて、令和6年度当初予算に基づき実施計画を策定し、ローリング方式で見直すこととし、実施計画内で進捗管理・評価を同時に行う予定です。以降は資料編となっており、本計画では市民にとって見やすい計画となるよう、現状と課題の整理を資料編の中で位置付けています。

続いて、あいとびあレインボープラン再犯防止推進計画素案です。計画の構成は、地域共生社会推進基本計画と同様です。3・4ページを御覧ください。再犯防止推進計画では、基本構想の「安心して暮らせる安全なまち」づくりも併せて進める計画とし、計画名称をあいとびあレインボープラン 狛江市第1次再犯防止推進計画としています。13～16ページ、地域共生社会推進基本計画と共通の基本理念及び基本目標としていますが、「安心して暮らせる安全なまち」づくりも併せて進める計画であること、取組内容が異なることを踏まえ、基本理念及び基本目標にかかる具体的な記載事項は本計画に合わせたものとしています。31～33ページを御覧下さい。本計画の推進に向けて、本計画では既存事業、また既存の予算措置の中での実施事業が大半を

占めることから実施計画を策定せず、事業の実施結果を確認表として取りまとめ、地域共生社会推進会議での評価を踏まえ、”社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び市民福祉推進委員会に評価結果を報告し、それぞれの委員会からの報告を元に次年度の取組に反映させることとしました。既存の市民福祉推進委員会では再犯防止推進施策に対して見識に長けた委員が不在なことから、再犯防止関係者の説明・意見聴取を想定しています。

今後の計画策定のスケジュールについてですが、市民福祉推進委員会及び再犯防止推進計画策定検討委員会から市長に中間答申がなされたことを受け、中間答申を踏まえた素案を12月12日及び22日の庁議にて審議いただき、パブリックコメント実施後、2月中旬までにパブリックコメントの結果報告を庁議にて行い、2月中旬から下旬までに、再犯防止推進計画、高齢、障がい及び成年後見の計画については、各小委員会等で結果報告及び最終答申案の審議を行い、3月初旬には、地域福祉計画を含めた全計画についての結果報告及び最終答申案の審議を行い、3月中旬から下旬までには庁議にて最終答申を受けて作成した素案を審議いただき、計画を確定する予定です。各素案については、各部で確認いただき、意見等あれば12月19日午後5時までに福祉政策課までお願いします。

素案のパブリックコメント及び市民説明会の実施についてです。パブリックコメントの実施期間は、1月4日午前8時30分から2月2日午後5時15分までとし、公表方法は、市ホームページへの掲載、福祉政策課窓口での閲覧となります。意見の提出方法及び提出先は、福祉政策課窓口への書面による提出のほか、郵送による受付、ファクシミリに送信、電子メールによる送信となっています。提出できる者の範囲は、市内在住、在学若しくは在勤する方又は市内に事業所等を有する方です。市民説明会は1月14日午後及び15日夜間に実施予定です。

- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 副市長 パブリックコメントについて、午前8時30分から午後5時15分とした理由
はありますか。
- 部長 意図はないので、日付で対応します。
- 副市長 今回計画の名称変更となることから、条例等の例規改正はどうする予定で
すか。
- 部長 確認します。
- 副市長 重点取組で、支援の強化や相談の実施等がありますが、令和6年度実施分
に該当するものはどれになりますか。
- 部長 実施計画は新年度に速やかに作成したいと考えています。
- 副市長 35ページに「令和6年4月1日より合理的配慮の提供が義務付けとなりま

す」とあり、民間企業にも義務付けるものとなります。行政に対して義務化された際にも、かなり議論等行いました。狭い店舗で車いす使用者を合理的な理由なく断つてはいけないこととなりますが、事業者への働きかけ等どのように対応していますか。

部 長 確認します。

市 長 店舗にあるハイカウンターの高さ等も課題になるため、商工会と連携して適切に対応をしてください。他に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「人事行政の運営等の状況の公表について」を報告してください。

部 長 「狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、毎年度、給与、勤務条件、研修等の状況を公表しており、令和5年度についても、広報こまえ12月15日号及び市ホームページで公表します。給与・定員管理の詳細については、総務省指定様式により、令和6年4月下旬頃までに市ホームページで公表します。例年公表している内容のため、一部抜粋し、補足として説明します。1ページ「2 職員給与費の状況」について、勤勉手当の支給率引上げ、給料表の引上げ改定等により、職員1人当たりの給与費は令和3年度に比べて増額しています。2ページ「7 職員手当の状況」について、職員1人当たりの給与費は増額していますが、超過勤務手当は、職員の健康管理の面からノー残業デー及び絶対退庁時間を徹底したことにより、令和3年度に比べて減少しています。また、東京都パートナーシップ宣誓制度が施行されたことに伴い、扶養手当の支給要件にパートナーシップ関係の相手方を追加しています。4ページ「5（2）休暇制度の概要」、休暇の取得要件について、パートナーシップ関係となった場合を追加しています。「5（3）年次有給休暇の取得状況（令和4年度）」は令和3年度に比べて年次有給休暇の平均取得日数が0.3日の減となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により病気休暇等を取得した職員が増加した中において、新型コロナウイルス感染拡大以前の水準以上の取得率を維持することができました。「7（1）分限処分者数」における休職の5人は全て、心身の故障によるものです。

市 長 続いて、報告事項2「野川サイクリング道路における交通規制に関するお知らせについて」を報告してください。

部 長 本件は、野川サイクリング道路のアスファルト舗装損傷の原因調査について、事業者から調査予定とそれに伴う交通規制にかかる連絡があったため報告するものです。庁議メンバーには、12月8日に情報共有し、その後、狛江市議会議員にも情報提供を行っています。調査の概要についてです。野川サ

イクリング道路の谷戸橋～小足立橋間の路面下空洞調査を12月18・19日に行います。開削復旧作業は、舗装損傷箇所付近を12月19日から21日にかけて行う予定で、作業の都合上、20・21日については、野川サイクリング道路は通行止めとなります。予備日は、雨天時に備えて設定しているとのことです。開削復旧作業当日は、環境政策課職員が現地で待機します。東京都の担当者も事務所で待機し、空洞等が確認された場合には、東京都に連絡する体制を整えています。本チラシは、12月13日に近隣住民に配布するとのことです。

市長 誘導員は配置されますか。

部長 配置されます。

市長 続いて、報告事項3「調3・4・2号線周辺地区に関するまちづくり懇談会の開催について」を報告してください。

部長 調3・4・2号線周辺地区に関するまちづくり懇談会を、1月19日及び20日に開催します。調3・4・2号線（水道道路）は、令和3年2月に東京都が事業認可を取得し、現在整備が進められているところですが、これに合わせ、市では令和2年度から周辺地区のまちづくりを検討してきました。地区の課題として、1点目に防災性の向上が挙げられます。東京都の定める防災都市づくり推進計画において、当地区に含まれる3つの町丁目が木造住宅密集地域かつ農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域として抽出されています。また、東京都による地震に関する地域危険度測定調査では、岩戸南四丁目は総合危険度ランク4とされています。さらに、当地区の大半は、多摩川の浸水想定区域に含まれており、狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画では、想定浸水深3m以上の区域を防災環境形成エリアに位置付けています。これらに示されるように、当地区においては、地震や水害等に対する防災性の向上が重要な課題です。課題の2点目として、農地の保全が挙げられます。当地区周辺には、大規模な生産緑地がまとまって存在しており、狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画では、そうした箇所を農住共存エリアに位置付けています。当地区においては、貴重な自然的環境を維持しつつ、防災性の向上にも寄与するために、農地の保全が重要な課題です。課題の3点目として、道路整備に伴う適切な土地利用の誘導が挙げられます。調3・4・2号線の用地買収に伴い、多くの土地利用転換が生じ、道路幅員が大きく広がるため、これまでは無かった建物用途が建築されていくことが想定されます。狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の沿道利用地区の位置付けを踏まえ、適切な土地利用を誘導していくことが重要です。こうした課題解決に向け、当地区では令和2年から、地区全体に2回アンケートを実施し、また令和5年度は生産緑地関係者に絞ったア

ンケートを実施しました。これらの回答を踏まえ、市で検討してきたまちづくり方針等を市民の方へ説明し、意見交換を行うため、まちづくり懇談会を開催します。併せてYouTubeの市公式動画チャンネルにて説明動画の配信も行います。今後のスケジュールとしては、令和6年度にまちづくり懇談会を2回開催し、令和7年度に地区計画等の都市計画を決定する予定です。

市 長 その他ありますか。

部 長 期末・勤勉手当等の支給日についてです。12月1日を基準とする期末・勤勉手当の支給日は、12月15日です。先の定例会で議決されたとおり、期末・勤勉手当を年間4.55月分から0.1月分引き上げ、4.65月分となります。また、全職員について、令和5年4月に遡って給料表を引上げ改定します。一般行政職員の12月15日支給予定の期末・勤勉手当及び12月21日支給予定の給与は、改定後の給料表による支給とし、4月から11月までの給与及び期末・勤勉手当と引上げによる差額を1月31日に支給します。技能労務職員については、条例可決日の関係で、4月から12月までの給与及び期末・勤勉手当と引上げによる差額を1月31日に支給します。

市 長 他にありますか。

部 長 イルミネーション事業の実施についてです。令和5年度も狛江市観光協会の観光事業の一環で、幻想的な明かりのもと、市の観光スポットの一つとして、多くの方に鑑賞いただくために実施するもので、令和5年で9回目の開催となります。実施期間は、12月15日から2月18日までとし、点灯時間は午後5時から午後11時までです。実施場所は、狛江駅北口及び南口ロータリー内の交通島で実施予定です。また、点灯初日である12月15日午後4時45分より、市長、観光協会長に参加いただき、狛江駅南口ロータリー内の交通島において、点灯式を実施します。

 なお、本事業については、社会情勢等を鑑みて、実施期間や内容を変更する場合があります。本事業を多くの方に鑑賞いただき、市の魅力発信及び癒し空間の創出の場となればと考えています。

市 長 他にありますか。

部 長 地域生活支援拠点の工事着工についてです。令和6年度開設に向け、準備を進めてきた中和泉に建設予定の障がい者地域生活支援拠点について、12月11日、市長にも出席いただき、起工式が執り行われました。スケジュールとしては、物価高騰及び原材料不足等により、工事部材の調達が遅れた関係で、約2か月遅れての工事着工となっており、現在のところ令和6年8月下旬竣工、11月事業開始を予定しています。

市 長 地域生活支援拠点については建設場所の再決定から5年経過し、市民からも期待された事業のため、しっかり進めていきたいと思っております。また、学校

給食無償化について、東京都の動向を踏まえて検討すると議会答弁を行いました。都は給食費を完全無償化する市区町村に対し1/2補助としていますが、市長会としては、全額財源確保を要望しており、都へ緊急要望を出す準備を進めています。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、12月22日午後1時30分から開催します。